

## 介護老人保健施設きなん苑総合補償委員会要綱

(平成25年11月1日要綱第19号)

改正 令和2年10月30日要綱第39号

### (目的及び設置)

第1条 介護老人保健施設きなん苑（以下「きなん苑」という。）において、利用者に重大事故が発生した場合、利用者等と円満な解決を図るため、きなん苑総合補償委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の議題)

第2条 委員会は、前条の目的を図るため次の事項を検討する。

- (1) きなん苑のサービス中に発生した重大事故に関する情報収集及び検討
- (2) 保険適応及び治療費の負担等の検討
- (3) その他きなん苑で発生した事故の円満解決に関する事項

### (委員会及び委員長等)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げるきなん苑職員をもって構成する。

- (1) 施設長
  - (2) 副施設長
  - (3) 看護師長
  - (4) 相談室主任
- 2 委員会に委員長を置き、施設長がこれに当たる。
  - 3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
  - 4 副委員長は、副施設長とし、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
  - 5 委員会は、必要に応じ、きなん苑顧問弁護士が同席するものとする。

### (会議等)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 採否を要する案件については、出席委員の過半数をもって委員会の意見とし、施設長は、委員会の意見を尊重するものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席、意見又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会は、介護老人保健施設きなん苑事故防止対策委員会、介護老人保健施設きなん苑接遇委員会、介護老人保健施設きなん苑身体拘束廃止推進委員

会、介護老人保健施設きなん苑災害対策本部、介護老人保健施設きなん苑給食委員会及び介護老人保健施設きなん苑個人情報保護検討委員会と密接に連携するものとする。

(民主的な人間関係の形成)

第5条 委員会は、職種及び職位にかかわらず、職員が事故の円満解決に関して自由に発言できるように努めなければならない。

(準用規程)

第6条 この要綱に定めのない事項については、きなん苑が加入している全老健共済会の「介護老人保健施設総合補償制度」及び「居宅介護事業者補償制度」、全国自治体病院協議会の「病院賠償責任保険」、全国自治体協議会の「自動車損害共済」等の規定を準用する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、事務課に置く。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年11月1日からより適用する。

附則(令和2年10月30日要綱第39号)

この要綱は、告示の日から施行する。